

第6章 社会参加の促進

1. 社会参加の促進

◇ 現状と課題

市には、障がい種別ごとに障がい者やその家族等が中心となって組織されている障がい者団体が、社会参加を目的とした自主的な福祉活動や各種事業等を実施しており、市が行う障がい者の支援を目的とする事業においても、障がい者団体や支援団体の参加、協力が重要な役割を果たしています。

今後も障がい者団体や支援団体との連携を深めながら各種事業の推進により障がい者の社会参加を図るとともに、障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援するなど、障がい者団体の育成と活性化を図ることも必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者団体と連携を図りながら自主的な社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めます。

●目標1：障がい者の社会参加の推進（障害福祉G）

障がい者団体と連携を図りながら意見交換の機会を拡大し、障がい者の社会参加の推進に努めます。

- ・市、登別市社会福祉協議会、ボランティア団体と障団連との定期的な懇談

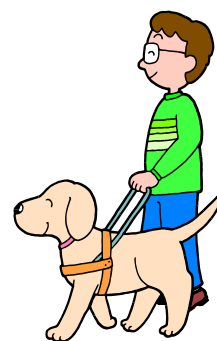
●目標2：交流事業の促進（障害福祉G）

障がい者及び障がい者の家族が様々な情報や意見交換の機会を持つとともに、自主的な交流事業が行われるよう障がい者団体を支援します。

- ・障がい者(児)の交流の場の確保
- ・情報の窓口を設置し、必要に応じ障がい者団体やボランティアセンターに紹介します。

●目標3：障がい者団体の会員増への支援（障害福祉G）

新たに障害者手帳を取得した方などに、障がい者団体の活動内容などを周知し、会員の加入促進を支援します。



2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

◇ 現状と課題

障がい者スポーツの役割は、障がい者の体力の維持、増進、残存能力の向上や、障がい者に対する理解を促すものとして行われてきています。

特に、スポーツはリハビリテーションの重要な方法として位置付けられ、身体的にも、精神的にも、社会的にも優れた効果があるとされています。

レクリエーションは、スポーツ、学習、文化、芸術活動など幅広いものとなっています。

障がい者が行うレクリエーション活動の多くは、他の人との関係の中で初めて充実した活動になっていくものです。

このため、障がいのある人もない人も変わることがなく、対等であるという意識の啓発・環境整備が必要になっています。

今後においても、障がい者がそれぞれの障がいに応じたスポーツやレクリエーションに親しめるように、指導員の養成や組織づくりなど障がい者スポーツや障がい者向けレクリエーションの普及、促進を図るための基盤整備を行うとともに、地域で気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができるように、参加する機会の拡充を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の整備を図るとともに、参加する機会の拡充に努めます。

●目標 1：障がい者スポーツ大会の開催の支援（障害福祉G）

障がい者スポーツ大会の開催を支援するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。



●目標 2：指導員の養成及び施設の整備改善（障害福祉G、社会教育G）

障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、登別市体育協会や市内のNPO法人などの協力を得ながら、障がい者スポーツ指導員を養成するとともに、スポーツ施設の整備改善に努めます。

●目標 3：レクリエーション・文化活動の推進（社会教育G、障害福祉G）

レクリエーションや文化活動を関係団体と連携しながら支援するとともに、参加する機会の拡充に努めます。

●目標 4：障害者週間記念事業の支援（障害福祉G）

「障害者週間記念事業」などにおいて、障がい者が制作した作品展示や生活相談窓口の設置などを通し開催を支援します。

